

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和五十二年政令第三百十七号)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(法第六十九条第二項の政令で定める割合)</p> <p>第三十二条 法第六十九条第二項の政令で定める割合は、年十 四・五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合(租 税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第 二項に規定する特例基準割合をいう。以下この条及び次条に おいて同じ。)が年七・二パーセント以下の割合の場合に は、その年中においては、当該特例基準割合に年七・二五パ ーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>(法第七十条第二項の政令で定める割合)</p> <p>第三十三条 法第七十条第二項の政令で定める割合は、年七・ 二五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合が年七 ・二パーセント以下の割合の場合には、その年中において は、当該特例基準割合とする。</p> <p>第三十四条 (略)</p> | <p>(新設)</p> <p>(法第七十条第二項の政令で定める割合)</p> <p>第三十二条 法第七十条第二項の政令で定める割合は、年七・ 二五パーセントとする。ただし、各年の特例基準割合(各年 の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法(平 成九年法律第八十九号)第十五条第一項第一号の規定により 定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を 加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・ 二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中におい ては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセ ント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とす る。</p> <p>第三十三条 (略)</p> |